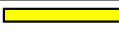


定期予防接種スケジュール（大津市）

R7.9改定

 :接種対象期間
 :※標準的な接種期間(数字は回数)

ワクチン名	種類	接種回数	接種対象期間	接 種 ス ケ ジ ュ ール																										備考	
				出生	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳		歳
ヒブ	不 活 化	初回免疫※3回 追加免疫1回	生後2か月から5歳の誕生日の1日前まで			①	②	③							④															1歳を超えてからの初回免疫の未接種分は、定期接種の対象外となります。この場合であっても、追加免疫は定期接種の対象となります。	
小児用肺炎球菌	不 活 化	初回免疫※3回 追加免疫1回	生後2か月から5歳の誕生日の1日前まで			①	②	③							④															初回免疫は2歳までに終了させることとし、それを超えた場合は定期接種の対象外となります。また、2回目の接種が1歳を超えた場合は、3回目は定期接種の対象外となります。この場合であっても、追加免疫は定期接種の対象となります。	
B型肝炎	不 活 化	3回	1歳の誕生日の1日前まで			①	②				③																			2回目の接種が遅れた場合であっても、2回目と3回目の接種は最低6日以上の間隔をおく必要があります。	
五種混合	不 活 化	1期初回3回 1期追加1回	生後2か月から7歳6か月になる1日前まで			①	②	③							④															令和6年4月1日から、五種混合ワクチンが定期予防接種に加わりました。	
四種混合	不 活 化	1期初回3回 1期追加1回	生後2か月から7歳6か月になる1日前まで			①	②	③							④															四種混合の販売中止に伴い、四種混合での接種が完了できない場合、四種混合とヒブが未接種の方は、五種混合で接種します。ヒブが完了している方は、三種混合＋不活化ポリオでの接種を勧めています。三種混合の入手が難しい場合は、五種混合で接種します。	
ロタウイルス	生 （ 経 口 ）	2回（1価ワクチンの場合） 3回（5価ワクチンの場合）	出生6週0日後から出生24週0日後まで 出生6週0日後から出生32週0日後まで			①	②																							できるだけ出生14週6日までに接種をはじめてください。 どちらのワクチンも同等の効果があります。	
BCG	生	1回	1歳の誕生日の1日前まで																											生後すぐから受けられますが、標準的には生後5か月から8か月までの間に接種します。	
麻しん風しん混合	生	第1期1回 第2期1回	1歳から2歳の誕生日の1日前まで 幼稚園年長相当年齢（小学校就学前の1年間）												①															2期の対象者には、個別通知のハガキを発送しています。接種時にハガキが必要となりますので、忘れずにお持ちください。	
水痘	生	2回	1歳から3歳の誕生日の1日前まで													①	②													ワクチンを接種する前に水痘（みずぼうそう）の確定診断を受けた方は、定期接種の対象外となります。	
日本脳炎	不 活 化	1期初回2回 1期追加1回 第2期1回	生後6か月から7歳6か月になる1日前まで 9歳から13歳の誕生日の1日前まで														①	②	③											海外渡航等の理由で日本脳炎ワクチンを3歳未満で接種する場合、ワクチン量が半量となります。なお、ワクチン量により抗体価に差は生じないとされています。平成19年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた方は9歳から13歳の誕生日の1日前まで不足分を定期接種として接種することができます。	
二種混合	不 活 化	1回	11歳から13歳の誕生日の1日前まで																						①					小学6年生に個別通知のハガキを発送しています。接種時にハガキが必要となりますので、忘れずにお持ちください。	
子宮頸がん	不 活 化	3回（2価・4価ワクチンの場合） 2回又は3回（9価ワクチンの場合）	小学6年生から高校1年生相当年齢（16歳となる年度の末日まで）の女性																											平成9年度生まれ～平成20年度生まれ（誕生日が1997年4月2日～2009年4月1日）の女性で、HPVワクチンキャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）の間に1回又は2回HPVワクチンを接種している方は令和8年3月31日までに不足分を接種することができます（事前申請が必要）。	

※予防接種法で定められた接種対象期間とは別に、効果的に免疫を獲得するために「標準的な接種期間」が設定されています。接種対象期間内であればいつでも接種が受けられますが、なるべく標準的な期間に受けましょう。

- ・予防接種を受ける前に、大津市保健所が発行している予防接種手帳を確認してください。接種当日は、予診票及び接種券に必要事項（整理番号、接種者氏名、生年月日、住所、保護者氏名、電話番号など）を記入し、医療機関に提出してください。また、母子健康手帳を忘れずにお持ちください。
- ・別の種類の予防接種を受ける場合、注射生ワクチン（BCG、麻しん風しん、水痘）から注射生ワクチン（BCG、麻しん風しん、水痘）を接種する場合は27日以上の間隔をおく必要があります。
- ・予防接種についてのご質問やご相談については、大津市保健所保健予防課（077-526-6306）までご連絡ください。また、大津市ホームページにも予防接種についての情報を掲載していますので、ご覧ください。